

# 定期積金

令和8年2月2日現在

1. 商品名 (愛称)	・特別金利定期積金 「つみたてエール～LIMITED～」【自動振替専用】 (定期積金「つみたてエール～YELL～ (自動振替専用)」規定適用商品)
2. 販売対象	・個人 ※当金庫にて住宅ローン (無担保ローンを含む) 既契約者および新規契約者 (申込中の方を含む) のみ対象となります。
3. 契約期間	・3年 (掛込回数36回)、5年 (掛込回数60回)、10年 (掛込回数120回) ・新規取扱期間 令和8年2月2日 (月) から令和9年3月31日 (水) まで。
4. 払込 (1) 払込方法  (2) 払込金額	・毎月、一定の払込日に一定額を払込みます。 ※口座振替扱いのみとし、契約者ご本人様名義の口座のみ振替可能となります。 ・払込金額5千円以上 (複数口座作成可能です。) ・払込単位1千円単位
5. 支払方法	・満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
6. 利息 (給付補填備金) (1) 適用金利  (2) 給付補填備金の 支払方法  (3) 計算方法	・3年 固定金利 年0.600% (税引後 個人:0.47811%) ・5年 固定金利 年0.800% (税引後 個人:0.63748%) ・10年 固定金利 年1.100% (税引後 個人:0.87654%) ・契約時に証書に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。 ・給付補填備金は満期日以後に一括して支払います。 ・給付補填備金は付利単位を100円として契約期間における掛金残高積数に 年利回りを乗じて計算します。
7. 税金	・個人の給付補填備金には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります。 (なお、マル優はご利用できません。) ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる 利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税5%) の税金がかかります。 ・法人は分離課税となります。
8. 手数料	—————
9. 付加できる 特約事項	—————
10. 中途解約時の 取扱	・満期日前に解約される場合は、解約日の前日までの期間について解約日にお ける普通預金利率により利息相当額を計算しこの積金の残高相当額とともに 払い戻します。
11. 金利情報の 入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口までご照会ください。

<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本商品の相談・苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0120 - 31 - 3534）にお申し出ください。また、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）、関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 5524 - 5671）にお申し出いただくことも可能です。</li> <li>・上記により問題を解決できない場合（紛争）は、①東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031）、②第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588）、③第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249）、④新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）、⑤長野県弁護士会（電話：026-232-2104）の仲裁センター等で解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日にお客様相談室または上記しんきん相談所にお申し出ください。また、お客様から上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</li> </ul> <p>なお、上記①～③の東京の弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1)お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用い、共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）と、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）があります。詳しくは、上記①～③の東京の弁護士会、全国しんきん相談所、お客様相談室にお問合わせください。</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・払込みが遅延した場合には、満期日を『遅延期間に相当する期間』繰延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。</li> <li>・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。</li> <li>・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。</li> </ul> <p>（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証書式によるお取扱いとなります。（「総合口座」の担保とすることはできません）</li> </ul>